

下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の一部を改正する基準

下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準（平成28年4月1日施行）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表2					別表2						
評価項目		細目	評価基準	評価点		評価項目		細目	評価基準	評価点	
				特別簡易	簡易					特別簡易	簡易
略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	
企業 の地 域貢 献度	②	略	略	略		企業 の地 域貢 献度	②	略	略	略	
		その他 の取組	略	略				その他 の取組	略	略	
		略	略	略				略	略	略	
		E 地域 貢献 活動 の実 績	<u>過去2年間に</u> 、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績がある。	略				E 地域 貢献 活動 の実 績	<u>過去1年間に</u> 、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績がある。	略	

改正前

改正後

別表3

評価項目	細目	留意事項	様式番号
(1) 略	略	略	略
企業の技術力	③ 配置技術者の能力及び担い手確保の取組	略	略
	継続学習（CPD）の取組状況	① <u>前々年度の2月1日から公告日までの間の任意の日から1年前の間の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況</u> を評価する。 ② 各認証団体推奨単位以上（例：全国土木施工管理技士連合会の場合 <u>1年間に20ユニット以上</u> ）の取組みを評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。 ③ 略	略
	略	略	略

別表3

評価項目	細目	留意事項	様式番号
(1) 略	略	略	略
企業の技術力	③ 配置技術者の能力及び担い手確保の取組	略	略
	継続学習（CPD）の取組状況	① <u>当該年度の4月1日から公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における配置技術者の継続学習（CPD）</u> に対する取組状況を評価する。 ② 各認証団体推奨単位以上（例：全国土木施工管理技士会連合会の場合 <u>1年間に20ユニット、2年間に40ユニット、3年間に60ユニット、4年間に80ユニット、5年間に100ユニットのいずれでも可</u> ）の取組みを評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。 ③ 略	略
	略	略	略

企業 の 地 域 貢 献 度	(2)	略	略	略	企業 の 地 域 貢 献 度	E 地 域 貢 献 活 動 の 実 績	① 過去2年間（2年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価する。なお、個人としての活動は評価しない。	略
	②	略	略	略				
	その他	略		略				
	の取組	略		略				
企業 の 地 域 貢 献 度	(2)	略	略	略	企業 の 地 域 貢 献 度	E 地 域 貢 献 活 動 の 実 績	① 過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価する。なお、個人としての活動は評価しない。	略
	②	略	略	略				
	その他	略		略				
	の取組	略		略				

様式第6号中「(2)配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。」を「(2)記載した工事名が下関市上下水道局発注以外のものは配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。」に改める。

様式第7号中「注 1 前々年度の2月1日から公告日までの間の任意の日から1年前の間の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況进行评估する。2 各認証団体推奨単位以上（例：全国土木施工管理技士連合会の場合1年間に20ユニット以上）の取組み进行评估するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。」を「注 1 当該年度の4月1日から公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況进行评估する。2 各認証団体推奨単位以上（例：全国土木施工管理技士連合会の場合1年間に20ユニット、2年間に40ユニット、3年間に60ユニット、4年間に80ユニット、5年間に100ユニットのいずれでも可）の取組み进行评估するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この基準は、令和7年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この基準による改正後の下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する総合評価競争入札から適用し、この基準の施行の日前に公告した総合評価競争入札については、なお従前の例による。